

令和2年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

提出用

- この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基因してその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに使用します。
- ・ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
 - ・ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
- この明細書の書き方については、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

一面

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住 所	郵便番号	—
	電話番号	()
フリガナ		
氏 名		

フリガナ	
氏 名	
フリガナ	
氏 名	

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転 居 年 月 日	年 月 日	再 居 住 開 始 年 月 日	年 月 日
再び居住の用に供した家屋の所在地			
居住の用に供していない期間の家屋の用途	☐ 賃貸の用 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 空家 ☐ その他 ()		
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	【再び居住の用に供した場合の再適用】 ☐ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける		【再び居住の用に供した場合の適用】 ☐ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

3 増改築等をした部分に係る事項

	家屋に関する事項		土地等に関する事項	
居住開始年月日	① 年 月 日	(年 月 日)		
補助金等控除前の取得対価の額	② 円	③ 円		
交付を受ける補助金等の額	④	⑤		
取得対価の額 (②-④ (③-⑤))	⑥	⑦		
総(床)面積 ※ 小数点以下第2位まで書きます。	⑧ m ²	⑨ m ²		
うち居住用部分の(床)面積	⑩	⑪		

居住開始年月日	㊦ 年 月 日
補助金等控除前の増改築等の費用の額	㊧ 円
交付を受ける補助金等の額	㊨
増改築等の費用の額 (㊧-㊨)	㊩
㊧のうち居住用部分の金額	㊪

※ ㊩が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

※該当する税率を()で囲んでください。

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に㊫、㊬に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)	円
--------	----	-----	--	---

5 家屋や土地等の取得対価の額

	①	②	③	④
あなたの共有持分 ※共有となっている場合のみ書いてください。	①	②	③	④
(③、④、⑤)×① ※共有でない場合は、③、④、⑤を書いてください。	②	③	④	⑤
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額	③	④	⑤	⑥
あなたの持分に係る取得対価の額等 (②-③)	④	⑤	⑥	⑦

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㊰住宅のみ	㊱土地等のみ	㊲住宅及び土地等	㊳増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	㊰ 円	㊱ 円	㊲ 円	㊳ 円
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表)の㊴の割合 ※連帯債務がない場合には、100.0%と書きます。	㊴ %	㊵ %	㊶ %	㊷ %
住宅借入金等の年末残高(付表)の㊸の金額 ※連帯債務がない場合には、㊵の金額を書きます。	㊰ 円	㊱ 円	㊲ 円	㊳ 円
④と㊷のいずれか少ない方の金額	㊸	㊹	㊺	㊻
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	㊼ (㊸÷㊹) %	㊽ (㊱÷㊵) %	㊾ %	㊿ (㊷÷㊳) %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㊸×㊼)	㊰ 円	㊱ 円	㊲ 円	㊳ 円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㊰の㊸+㊱の㊹+㊲の㊺+㊳の㊻) ※ ㊼の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊼」欄に転記します。	㊼			㊽

整理欄	入力	住民	台帳番号 一連番号	
-----	----	----	--------------	--

7 特定の増改築等に係る事項

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高 齢 者 等 居 住 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額 (※)	⑫	円
断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額 (※)	⑬	
特 定 断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額 (※)	⑭	
特 定 多 世 帯 同 居 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額 (※)	⑮	
特 定 耐 久 性 向 上 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額 (※)	⑯	
特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑫+⑭+⑮+⑯)	⑰	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑰又は⑰×一面の⑩の①)	⑱	
特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は 特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (一面の⑩と⑱ のいずれか少ない方の金額で最高 250 万円。ただし、住宅の 増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。) が特定取得(※三面参照)に該当しない場合は、最高 200 万円。)	⑲	

※ ⑫欄から⑯欄までの金額が50万円を超えるとときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
詳しくは、『(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) の書き方』の5をご覧ください。

8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番 号	
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	⑳	円 00
※ 三面の㉔の金額を転記します。		

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の文字に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中 取得	家 屋：1 増改築等：2	一面の㉑又は㉒の金額 (10%に係る部分のみ)	㉑	円
			一面の㉓の㉔又は㉓の㉕の金額 (10%に係る部分のみ)	㉒	

重複適用 (の特例) を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、三面の㉖の金額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例
	㉖	円 00

9 控除証明書の要否

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を ☐ で囲んでください。	要しない
---	------

○ 令和2年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

提出用

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。										⑪	円		
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	円	番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	円		
1	住宅借入金等特別控除の適用を受けられる場合 (2から8のいずれかを選択する場 合を除 きます。)	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪× 0.01=	⑳ (最高40万円)	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	認定住宅が認定低炭素住宅に該当するとき	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪× 0.01=	⑳ (最高50万円)	
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪× 0.01=	㉑ (最高20万円)					住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪× 0.01=	㉑ (最高30万円)	
		平成25年中に居住の用に供した場合		⑪× 0.01=	㉑ (最高20万円)				平成25年中に居住の用に供した場合		⑪× 0.01=	㉑ (最高30万円)	
		平成24年中に居住の用に供した場合		⑪× 0.01=	㉑ (最高30万円)				平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪× 0.01=	㉑ (最高40万円)	
		平成23年中に居住の用に供した場合		⑪× 0.01=	㉑ (最高40万円)								
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合		⑪×0.004=	㉑ (最高8万円)	5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪の金額(最高1,000万円) ……㉒()×0.02 ⑲の金額() + (㉒-⑲)×0.01=	㉑ (最高12万5千円)		
		平成19年中に居住の用に供した場合		⑪×0.004=	㉑ (最高10万円)			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき		⑪の金額(最高1,000万円) ……㉒()×0.02 ⑲の金額() + (㉒-⑲)×0.01=	㉑ (最高12万円)		
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪× 0.01=	㉑ (最高50万円)	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪の金額(最高1,000万円) ……㉒()×0.02 ⑲の金額() + (㉒-⑲)×0.01=	㉑ (最高12万5千円)		
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪× 0.01=	㉑ (最高30万円)					住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき		⑪の金額(最高1,000万円) ……㉒()×0.02 ⑲の金額() + (㉒-⑲)×0.01=	㉑ (最高12万円)
		平成25年中に居住の用に供した場合		⑪× 0.01=	㉑ (最高30万円)								
		平成24年中に居住の用に供した場合		⑪× 0.01=	㉑ (最高40万円)								
		平成23年中に居住の用に供した場合		⑪×0.012=	㉑ (最高60万円)								
7	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪の金額(最高1,000万円) ……㉒()×0.02 ⑲の金額() + (㉒-⑲)×0.01=	㉑ (最高12万5千円)	8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪×0.012=	㉑ (最高60万円)		
										平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪×0.012=	㉑ (最高36万円)
										平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪×0.012=	㉑ (最高48万円)

- ※1 ②0欄の金額を二面の②0欄に転記します。
※2 ②0欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年等における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等におけるその住宅の取得等をいいます。

- 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の②3欄を記載します。
二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。
その作成した各明細書の②0欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の②3欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(②0の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	②3	円 00
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(②0の金額)の合計額を記載します。	②3	円 00

※ ②3欄の金額を二面の②3欄に転記します。

三面
○ 三面は、一面及び二面と一緒に提出してください。

令和2年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

控
用

- この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基因してその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに使用します。
- ・ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
 - ・ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
- この明細書の書き方については、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

一
面○この用紙は
控
用
です。申告には、必ず
提出用
を使ってください。

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住 所	郵便番号	—
	電話番号	()
フリガナ		
氏 名		

フリガナ	
氏 名	
フリガナ	
氏 名	

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転 居 年 月 日	年 月 日	再 居 住 開 始 年 月 日	年 月 日
再び居住の用に供した家屋の所在地			
居住の用に供していない期間の家屋の用途	☐ 賃貸の用 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 空家 ☐ その他 ()		
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	【再び居住の用に供した場合の再適用】 ☐ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける		【再び居住の用に供した場合の適用】 ☐ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

3 増改築等をした部分に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 年 月 日 (年 月 日)	
補助金等控除前の取得対価の額	② 円	③ 円
交付を受ける補助金等の額	④	⑤
取得対価の額 (②-④ (③-⑤))	⑥	⑦
総(床)面積 ※ 小数点以下第2位まで書きます。	⑧ m ²	⑨ m ²
うち居住用部分の(床)面積	⑩	⑪

居住開始年月日	⑩ 年 月 日
補助金等控除前の増改築等の費用の額	⑪ 円
交付を受ける補助金等の額	⑫
増改築等の費用の額 (⑪-⑫)	⑬
⑪のうち居住用部分の金額	⑭

※ ⑬が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

※該当する税率を()で開んでください。

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に⑥、⑪に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)	円
--------	----	-----	--	---

5 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家 屋	② 土 地 等	③ 合 計	④ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有となっている場合のみ書いてください。	①	②	③	④
(③、④、⑤)×① ※共有でない場合は、③、④、⑤を書いてください。	⑥ (③×①)	⑦ (④×②)	⑧ (⑥+⑦) 又は(③+④)×①	⑨ (⑤×①)
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額	⑩	⑪	⑫	⑬
あなたの持分に係る取得対価の額等 (⑧-⑩)	⑭	⑮	⑯	⑰

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	④ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円
連帯債務に係るあなたの負担割合 (「附表」の⑬の割合) ※連帯債務がない場合には、100.0%と書きます。	⑨ %	⑩ %	⑪ %	⑫ %
住宅借入金等の年末残高 (「附表」の⑬の金額) ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きます。	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円
④と⑬のいずれか少ない方の金額	⑰	⑱	⑲	⑳
居 住 用 割 合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	⑳ (⑰÷⑬) %	㉑ (⑱÷⑭) %	㉒ %	㉓ (⑲÷⑯) %
居 住 用 部 分 に 係 る 住 宅 借 入 金 等 の 年 末 残 高 (⑰×㉒)	㉔ 円	㉕ 円	㉖ 円	㉗ 円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑤の①+⑥の②+⑦の③+⑧の④) ※ ㉖の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉖」欄に転記します。	㉖			㉗

整理欄

入

住

台帳番号
一連番号

7 特定の増改築等に係る事項

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高 齢 者 等 居 住 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額 (※)	⑫	円
断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額 (※)	⑬	
特 定 断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額 (※)	⑭	
特 定 多 世 帯 同 居 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額 (※)	⑮	
特 定 耐 久 性 向 上 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額 (※)	⑯	
特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑫+⑭+⑮+⑯)	⑰	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑰又は⑰×一面の⑩の①)	⑱	
特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は 特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (一面の⑩と⑱ のいずれか少ない方の金額で最高 250 万円。ただし、住宅の 増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。) が特定取得(※三面参照)に該当しない場合は、最高 200 万円。)	⑲	

※ ⑫欄から⑯欄までの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
詳しくは、『(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) の書き方』の5をご
覧ください。

8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番 号	
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	⑳	円 00
※ 三面の㉔の金額を転記します。		

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の文字に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中 取得	家 屋：1 増改築等：2	一面の㉑又は㉒の金額 (10%に係る部分のみ)	㉑	円
			一面の㉑の㉓又は㉑の㉓の金額 (10%に係る部分のみ)	㉒	

重複適用 (の特例) を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、三面の㉓の金額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例
㉓		円 00

9 控除証明書の要否

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。	要しない
---	------

○ 令和2年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

控
用

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。					⑪	円
1	住宅借入金等特別控除の適用を受けられる場合(2から8のいずれかを選択する場を除きます。)	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	②⑩	(最高40万円) 円 00
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	②⑩	(最高20万円) 円 00
		平成25年中に居住の用に供した場合		⑪×0.01=	②⑩	(最高20万円) 円 00
		平成24年中に居住の用に供した場合		⑪×0.01=	②⑩	(最高30万円) 円 00
		平成23年中に居住の用に供した場合		⑪×0.01=	②⑩	(最高40万円) 円 00
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合		⑪×0.004=	②⑩	(最高8万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合		⑪×0.004=	②⑩	(最高10万円) 円 00
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	②⑩	(最高50万円) 円 00
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	②⑩	(最高30万円) 円 00
		平成25年中に居住の用に供した場合		⑪×0.01=	②⑩	(最高30万円) 円 00
		平成24年中に居住の用に供した場合		⑪×0.01=	②⑩	(最高40万円) 円 00
		平成23年中に居住の用に供した場合		⑪×0.012=	②⑩	(最高60万円) 円 00
4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	②⑩	(最高50万円) 円 00
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	②⑩	(最高30万円) 円 00
		平成25年中に居住の用に供した場合		⑪×0.01=	②⑩	(最高30万円) 円 00
		平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪×0.01=	②⑩	(最高40万円) 円 00
		平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑨ ⑩の金額()×0.02 + (⑨-⑩)×0.01=	②⑩	(最高12万5千円) 円 00	
5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑨ ⑩の金額()×0.02 + (⑨-⑩)×0.01=	②⑩	(最高12万円) 円 00	
		平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑨ ⑩の金額()×0.02 + (⑨-⑩)×0.01=	②⑩	(最高12万5千円) 円 00	
		平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑨ ⑩の金額()×0.02 + (⑨-⑩)×0.01=	②⑩	(最高12万円) 円 00	
		平成28年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪の金額(最高1,000万円) ……⑨ ⑩の金額()×0.02 + (⑨-⑩)×0.01=	②⑩	(最高12万5千円) 円 00	
		平成26年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.012=	②⑩	(最高60万円) 円 00	
6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.012=	②⑩	(最高36万円) 円 00	
		平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.012=	②⑩	(最高48万円) 円 00	
		平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.012=	②⑩	(最高48万円) 円 00	
7	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.012=	②⑩	(最高60万円) 円 00	
		平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.012=	②⑩	(最高36万円) 円 00	
		平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.012=	②⑩	(最高48万円) 円 00	
8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.012=	②⑩	(最高60万円) 円 00	
		平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.012=	②⑩	(最高36万円) 円 00	
		平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.012=	②⑩	(最高48万円) 円 00	

三
面

○この用紙は 控 用

です。

申告には、必ず

提出用

を使ってください。

※1 ②⑩欄の金額を二面の②⑩欄に転記します。

※2 ②⑩欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年等における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等におけるその住宅の取得等をいいます。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の②⑩欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その作成した各明細書の②⑩欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の②⑩欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(②⑩の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	②⑩	円 00
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(②⑩の金額)の合計額を記載します。	②⑩	円 00

※ ②⑩欄の金額を二面の②⑩欄に転記します。

令和2年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）の書き方

- （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）の作成に当たっては、次の1～8に留意して記載してください。

なお、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は、『(付表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書』を併せて使用します。

1 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄

所定の欄に該当する事項を書いてください。

また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。

なお、「その家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用」欄は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に係る【再び居住の用に供した場合の再適用】又は【再び居住の用に供した場合の適用】の区分に応じ、該当する□にチェック（✓）します。

2 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等に係る事項」欄

- (1) 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「（ 年 月 日）」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

- (2) 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合、㊦欄、㊧欄又は㊨欄にその金額を書いてください。

※ 補助金等とは、平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結した場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。

なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、㊨欄にはこれらの補助金等の額の合計額を記入します。

また、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額と、「土地等」に係る補助金等の額とに区分した金額をそれぞれ㊦欄又は㊧欄に転記してください。

i 「家屋」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」の補助金等の額} \\ \text{(円)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{「家屋及び土地等」} \\ \text{の補助金等の額} \\ \text{(円)} \end{array} \times \frac{\text{㊦欄の金額 (円)}}{\text{㊦欄の金額 (円)} + \text{㊧欄の金額 (円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{㊦欄へ転記}$$

ii 「土地等」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」の補助金等の額} \\ \text{(円)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{「家屋及び土地等」} \\ \text{の補助金等の額} \\ \text{(円)} \end{array} \times \frac{\text{㊧欄の金額 (円)}}{\text{㊦欄の金額 (円)} + \text{㊧欄の金額 (円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{㊧欄へ転記}$$

3 「4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項」欄

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等について、該当する文字を○で囲んでください。なお、同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%であるときには、「8%」及び「10%」の両方の文字を○で囲んでください。

4 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄

㊩欄は、住宅取得等資金の贈与税の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例（以下これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用を受けた場合に書いてください。

なお、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合で、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てたときや家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでなく、かつ、共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額とに区分した金額をそれぞれ㊰の㊩欄又は㊱の㊩欄に転記してください。

i 「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」に関し特例} \\ \text{の適用を受けた金額} \\ \text{(円)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{「家屋及び土地等」に関し} \\ \text{特例の適用を受けた金額} \\ \text{(円)} \end{array} \times \frac{\text{㊰欄の金額 (円)}}{\text{㊰欄の金額 (円)} + \text{㊱欄の金額 (円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{㊰の㊩欄へ転記}$$

ii 「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」に関し特例} \quad \text{「家屋及び土地等」に関し} \quad \frac{\text{①欄の金額 (円)}}{\text{⑤欄の金額 (円)} + \text{⑥欄の金額 (円)}} \\ \text{の適用を受けた金額 (円)} + \text{特例の適用を受けた金額 (円)} \times \quad = (\quad \text{円}) \\ \Rightarrow \text{⑤の③欄へ転記} \end{array}$$

5 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

- (1) ⑤欄には、金融機関等から交付を受けた『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。）。

なお、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限り）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

- (2) ⑨欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、⑤の⑨欄と⑥の⑨欄の割合又は⑥の⑨欄と⑦の⑨欄の割合の差が10%以内（⑨欄が90%以上のため、100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合（例えば、92.5%など）により比較します。）である場合には、それぞれ⑨の面積は「⑤×⑥の⑨」又は「⑥×⑦の⑨」とし、⑥の⑨欄は、それぞれ⑤の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄の割合を書いても差し支えありません。

- (3) ⑥の⑨欄の記入に当たって、⑤の⑨欄と⑥の⑨欄の割合又は⑥の⑨欄と⑦の⑨欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑩欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

$$\text{i } \text{⑥の⑧欄の金額 (円)} \times \frac{\text{⑤の④欄又は⑥の④欄の金額 (円)}}{\text{⑤の④欄の金額 (円)}} \times \frac{\text{⑤の⑨欄又は⑥の⑨欄の割合 (\%)}}{\text{⑤の⑨欄の割合 (\%)}} = (\quad \text{円})$$

$$\text{ii } \text{⑥の⑧欄の金額 (円)} \times \frac{\text{⑥の④欄の金額 (円)}}{\text{⑥の④欄の金額 (円)}} \times \text{⑥の⑨欄の割合 (\%)} = (\quad \text{円})$$

- (4) ⑩欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	⑩欄の最高限度額			
	三面番号 1 及び 2	三面番号 3 及び 4 (認定住宅の特例)	三面番号 8 (住宅の再取得等に係る控除額の特例)	三面番号 5～7 (特定増改築等)
平成26年 1 月 1 日から 令和 2 年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円) (※ 1)	5,000万円 (3,000万円) (※ 1)	5,000万円 (3,000万円) (※ 2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

※ 1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が(特別)特定取得に該当しない場合

※ 2 括弧内は平成26年 1 月 1 日から同年 3 月31日までの間に居住の用に供した場合

6 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

⑫欄から⑯欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。

⑫欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑬欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑭欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑮欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑯欄 … 「特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

- ※ 1 補助金等の交付を受けるときは補助金等の額を控除した後の金額を書きます。
- ※ 2 ⑫欄の金額が 50 万円を超える場合に、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※ 3 ⑬欄又は⑭欄の金額が 50 万円を超える場合に、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※ 4 ⑮欄の金額が 50 万円を超える場合に、多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※ 5 特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行う場合において、⑯欄の金額が 50 万円を超えるときに、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

7 三面への転記

一面の⑪欄の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑪」欄に転記します。

また、二面⑱欄の金額は、以下の区分に応じて三面へ転記してください。

- (1) ⑫欄の金額がある場合は、三面番号 5 の⑲欄へ転記
- (2) ⑫欄の金額がなく、⑬欄又は⑭欄の金額がある場合は、三面番号 6 の⑲欄へ転記
- (3) ⑫欄から⑭欄の金額がなく、⑮欄の金額がある場合は、三面番号 7 の⑲欄へ転記

8 「8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算し、二面の⑳欄に転記します。

また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②災害により家屋を居住の用に供することができなくなった場合に適用期間の特例を受けるとき、③重複適用（二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。ただし、これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、二面の表で同一の欄を使用して計算するものを除きます。）を受ける場合、④震災特例法の重複適用の特例を受ける場合については、税務署にお尋ねください。

9 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方

㉔(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例:令和 2 年10月13日居住開始(特別特定))を書きます。

- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方

㉕(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税額の計算」欄の「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除」に転記します。また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等又は増改築等をした家屋に係る居住開始年月日等（例：平成 23 年 4 月 10 日居住開始）と後の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等（例：令和 2 年 2 月 13 日居住開始（特別特定））のいずれも記載します。

- 再び居住の用に供した方が、この控除を受ける場合には、この明細書のほか、以下の区分に応じそれぞれ次の書類を提出します。

【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類

- 再び居住の用に供した場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、『再び居住の用に供した場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ』を参照してください。

- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。